

## 重商主義租稅論の一體系

—— ジェームズ・ステュアートとその財政論 その二 ——

木村元一

### 一序

ジェームズ・ステュアート (James Steuart 1712—1780) の『政治經濟學原理』(An inquiry into the principles of political economy, 1767) は、重商主義的經濟理論の一つの頂點をかたちづくるものである。本書はスミスの『國富論』(1776)の盛名に押されて省みられることすこぶる薄かつたのであるが、最近におけるケインズ經濟學の展開は、ステュアート理論に對する興味を復活せしめつゝある。もともとステュアートに對するわたくしの關心は、ドイツ官房學の地位を明らかにするといふ意圖に出づるものであつたが、ケインズの説く有效需要の原理が、スミス以前にステュアートにおいて體系化されてゐるのを見ることは、學說史上まことに興味ふかき事實であるといはなければならぬ。『一橋論叢』第二十五卷、第三號所載の小論<sup>\*</sup>で、わたくしは、ステュアートの財政論のうち公債に關する

議論までを概観したが、その際、必要な最小限度の紙幅をさいてステュアート經濟理論の基本點を考察した。

前回の小論の發表後、小林昇教授の勞作『重商主義の經濟理論』が公刊され、教授の努力によつてステュアート理論の全貌は、わが國の讀者にもひろく紹介されるに至つたが、私の見るところではステュアート理論の中心には『流通の原理』とも稱すべきものがあり、これの肉づけとして、『バランスの原理』がある。工業または勤勞（いづれも Industry と表現されてゐる）に對する等價物として貨幣が支拂はれる場合の商品・貨幣の『流通 (circulation)』こそ、經濟促進の起動力である。有效需要の増大によつて、商業と工業が活潑にうごき、商工業はさらに原料需要と勞働力需要を増加し、農業と人口とを共に増加させるといふのが、基本的な考へ方『流通の原理』である。

商工業に對する起動力は有效需要であるけれども、これを支持し完成するものは競争である。賣買當事者の双方に複合競争 (compound competition) が生じて、賣と買、生産物と通貨、製品とこれに對する内外の需要、食糧とそれに對する需要等、それぞれの間に『バランス』がなければならぬと考へる。バランスが破壊されるならば、商工業と農業は共に打撃をうける。たゞ注意すべき點は、バランスを恢復するにあつては、つねに爲政者の干渉の必要がある点である。需給いづれの側に不均衡が生ずるにせよ、劣勢な方をひき上げてバランスを恢復させるのが、爲政者たるものの最も重要な課題であるのであつて、自由放任により自然にバランスが恢復すると見る見地は、ステュアートにとつては全く無縁な見地であつた。こゝに重商主義の理論的根據が見出されるのである。

『流通の原理』と『均衡の原理』とは、彼の著書の全體をつらぬく赤い糸となつてゐる。前回の小論においては、これら二つの原理が、如何に公債論を規定してゐるかを考察した。

## 一橋論叢 第三十一卷 第四號

以下ステュアートの租税論をとり上げ、同じ原理がこゝでも終始つらぬいてゐることを明らかにし重商主義的租税論の體系を分析してみたい。

\* 『ジエームズ・ステュアートとその財政論』といふ表題をもつ小論で、わたくしは略傳、著作、政治經濟の目標と基本原理、公債の各項を考察した。本稿は、その續篇である。

\*\* 小林昇『重商主義の經濟論』昭和二十七年、第三篇『ジエームズ・ステュアートの經濟學說』は書中最大の分量をもつ勞作である。この書に對するわたくしの評價については、一橋論叢第二十六卷第三號所載の『書評』を参照されたい。

\*\*\* ステュアートの經濟學では、財政問題は第四篇第四部『公信用』にはじまり第五篇『租税』にひきつがれる。公債の發達が租税を生んだとみる歴史的考察が、そのまゝ敘述の順序を決めてゐるのである(Cf. Vol. 1, p. 21)。

\*\*\*\* 租税に關する議論は、第一篇第二章『人民の精神』、第二篇第十九章『産業發展段階』、同二十六章『富のバランス』など、多くの場所で考察されてゐる。卷末の索引は網羅的ではないが素出に役立つ。

## 二 租税の發生とその根據

ステュアートは、租税を商工業の發達と必然的な關係にあるものとして考察する。この考察方法は、公債や常備軍の制度についても適用せられるが、近代的生産力の發生過程の分析者としての彼の地位は、この考察によつて定められるといつても過言ではない。

彼によれば、租税は、現物で徴收された臣民の賦役・貢納の變形である。實體そのものは變化してゐない。なぜなら、『人民の寄與なくしては如何なる國家といへども、生存し得ないのは當然』(Vol. II, p. 142)だからである。しか

し、事物の『秩序 (order)』には大きな變化が生ずる (Vol. II, p. 141)。しからばなにゆゑかゝる秩序の一大變化が發生したか。

そもそも大量の貨幣流通を現出させるに至つた原因は、商工業の擴大を喚起した一般的な趣味生活の向上であつて、決してアメリカにおける金鑽の發見ではない。彼によれば、古代においても、貴金屬の集積は驚くべき額に達し、エチプト、ギリシャ、ローマ以來、その額はたえず増加をみたのであつて、アメリカ發見を俟たずして金は十分に存在してゐたといはねばならない。それにもかゝらず、これらの貴金屬が、流通に投ぜられずして終つたのは、奴隸の勞働や隸農の賦役によつて富者の生活が支へられ、富者はその秘庫を閉ざしたまゝだつたからである。貴金屬の流通への解放をうながしたものは、奴隸や隸農の解放、すなはち自由の精神これである。奴隸の奉仕に對しても代價を拂ふことを必要ならしめた自由こそは、商業と工業の基礎である。ところでこの商工業は、恒常的な法的秩序を前提とするが故に、國民の権力と、安全と、獨立とを保持するに足る物的基礎を賦役・貢納以外の方法で確立しなければならぬ。舊い賦役・奉仕義務を組織化して體系的に遂行する方式を必要とする。ステュアートによれば、租税制度は、まさに、この必要をみたす方式にほかならない。

しかし租税の根據は單に法秩序の必要にのみ求められてゐるのではない。ひとたび商工業が確立すると、富者の財庫が開かれて、貴金屬が新興階級に流れるのみならず、土地財産の所有者も、ステュアートのいふ『溶融』の操作、すなはち、土地財産を擔保とする信用・購買力の造出とその支出の過程、を通じて、所有權を商工業階級に奪はれはじめる。この過程の急激な進行を阻止して、『富のバランス』<sup>\*</sup>を維持または促進する必要からも、必然的に租税が發生

しなければならぬ。これがステュアートの租税の根據に對する第二の論點である (Cf. Vol. ii, p. 144)。

この論點は、單に國內の富のバランスに適用されるだけでなく、さらに進んで、國民と國民の間の富のバランス、すなはち、貿易差額の調節の課題にも適用される。國內の奢侈的需要にもとづく價格騰貴に原因して、一國の輸出が困難になる場合には、爲政者は、國內消費税の賦課と輸出獎勵金の提供によつて、貿易の逆調を阻止しなければならぬ (Cf. Vol. ii, p. 74—p. 75)。かくのごとく、『一國の繁榮を増進するために、社會の成員に租税を負はす權威、すべての政府に歸屬する權威が、この「公益」原則から流れ出る』(Vol. I, p. 357)のである。

租税の根據についてほとんど倫理的考察が拂はれてゐないことは、ステュアート租税論の一つの大きな特徴と考へてよからう。彼は、徹底して租税の經濟的效果を説く。超倫理的態度は彼の經費に關する所論をも一貫して流れてゐるのであるが、租税全廢の經濟的影響を考察する段に至つてこの點は一層明かになるであらう〔後述五三頁參照〕。

\* 富のバランスは、正確にいへば、國內におけるそれと、國際間のそれとに分れる。國內の富のバランスは、不勞の富者が、勤勉なる商工業者から、消費財を購入することにより、前者に不利となるが、國家全體としては、財産が右の手から左の手に移るだけで富の減損はないと考へる。しかし、富者の奢侈的消費の増大の結果、輸出品價格を騰貴せしめ、輸入が増大するならば、富は海外に流れ去る。ステュアートは或る繁榮せる貿易國が、貿易によつて富を蓄積したのち、人民の精神が奢侈に慣れ、つひには輸出皆無となる状態を『國內商業の段階』と規定する。幼稚商業の段階から外國貿易の段階を経て、國內商業の段階に進むのは、人力を以てしては防ぎ得ざる自然の過程だと考へる (後述五六頁參照) が、この際、同時に輸入を禁じ、富者の消費を増大して輸出産業の國內奢侈産業への轉換をはかるならば、商工業は依然として或る點まで繁榮を維持でき、しかも國內の富は、新興商工階級の手から、再び貧者の側に移動するといふ。かゝる無貿易の段階から、貿易國へと再出發する際、奢

侈の有害な作用を除去する手段として租税は最も強力な武器となる (Vol. II, p. 76—77.)

### 三 租税の分類と税源

近代資本主義經濟の發生期における貨幣流通の實態とその意義を省みるならば、ステュアートの一見奇異とも見える次の租税分類も、決して不思議ではない。彼は、まづ租税を定義\*して、

『政府の經費を支辨するため、立法部の法律または同意によつて、國家の個人に課せられる果實、サーヴィス、もしくは貨幣の一定の寄與』(Vol. IV, p. 173.)

とし、『果實』のうちに土地產物、動物產物および人そのもの〔奴隷の子供〕を含め、『サーヴィス』は、本人が自由でありながら労働によつて提供できるものである。しかし近代においては奴隷そのものの貢納はなくなつてゐるので、考察の對象は主として貨幣租税に限られることとなる。まづ彼は租税をつぎの三つに分類する (Vol. IV, p. 173.)。

- (1) 手離し (alienation) にかゝる比例税 (proportional tax)
- (2) 所有物 (possessions) にかゝる累積的もしくは恣意的租税 (cumulative or arbitrary tax)
- (3) サーヴィスで徴される人的租税 (personal tax)

(1)(2)の分類は古くから存する duty と tax の區別と一脈相通するものがあり、今日の直・間税の區別にまで尾をひく分類でもあるが、何ゆゑ『比例』・『累積』といふ新奇な名稱を用ゐるのか。この區別は、ステュアート經濟理論の全體に支へられ、かつ、租税論展開の鍵となつてゐるから、しばらく彼の所説を追つていかうと思ふ。

(1) の比例的租税は、消費のために商品を購入する人から、消費購買の度毎に、消費購買に比例して徴収する租税である。かゝる租税は、ステュアートの特徴ある表現にしたがへば、『富のバランス』を、購買者に租税額だけさら、不利にする作用をもつ。この種の租税には、國內消費税、關稅、印紙税、郵税、造幣手数料等が含まれる。

(2) の累積的租税は、第一に意圖の點では、納税額に比例して所得を増加することを困難ならしめるごとき方法で課せられ、第二に、對象からいつて、過去の獲得物 *gain* に影響し、現在の獲得には影響なき方法で課せられ、第三に、課税の事情から見て、個人間の『富のバランス』に變化を生ぜしめないものである。地租、人頭税、窓税、馬車税、奴婢税、營業税 (フランスの *industrie*) 等がその例である。

(3) の人税は、賦役、民兵、道路賦役等である。

これら三者は、その影響と結果においてすこぶる大きな差異があるが、租税は元來、果實を徴するものであつて、元本を犯してはならないといふ點では共通する。『すべての租税といふ名稱においてこのことは眞理である。往昔奴隸を年々貢納することが行はれたとき、また現在、大官の後宮を補充することを習慣とするトルコ人の間においても、わたくしは送られる若い女を、送る人民の果實の一部と見る。これは課税における一つの基本原理である。またそれゆゑ、必然的に資本の減少を含蓄するとき公共的貢納を租税の項目に含めるのは適當でない』(Vol. II, p. 175)。

税源との關係から見た課税の第一の基本原則は、元本不課といふことであるが、元本不課の意味をもうすこし詳しく考察する必要がある。ステュアートによれば、税源たりうるものは、土地の生産物、人間の勤勉 (工業) の生産物および人的奉仕であるが、これらの生産に要した人間労働 (および動物の労働) の維持に必要な消費は、税源の

算定に際しては、當然これを控除しなければならない。勞働力維持に必要なものをステュアートは『肉體的必要物』(physical-necessary) (Vol. iv, p. 179) と名づける。動物の勞働について償却を認める點には疑問があるが、この點はしばらく問はぬこととする。ステュアートの立場からすれば、自給自足的な、貨幣の媒介を経ぬ、農業勞働は、せいぜい『肉體的必要物』しか生産できぬから、職業的・營業的・企業的な農・工・商のみが『肉體的必要物』以上のものを生みだす。彼はこれを『奢侈的餘剰』(superfluity) と名づける。この『奢侈的餘剰』は、不勞の富者(the idle, rich.) の消費内容を形成してゐるから、税源はすなはち不勞の富者の消費資金にほかならないこととなるのである。しかしステュアートによれば、累積的租税の對象は、過去の獲得物であつた。富者の手にある過去の獲得物は、元本 fund ではないか、しからば元本不課の原則はどうなるのか、といふ當然の疑問が生ずるであらう。

後述するやうに、ステュアートは、けつきよく一般的消費税の強い主張者である。彼の見解によれば、もし比例的租税、すなはち一般的消費税が、『完全に施行されるならば、累積的租税の入り込む餘地はほとんど存在しない』(Vol. ii, p. 246)。それにもかかはらず、累積的租税が用ゐられるのは、比例的租税の完全な遂行が『人民の精神』にもとる場合であり、または、比例的租税の前提たる、消費的購買が十分行はれない場合である。したがつて、累積的租税は、その本来の缺陷のゆゑに、場合によつては、元本を犯すことがありうるとみてゐるやうである。ステュアートの敘述には客觀的考察と理想的要請とが混じり合つてゐるので、眞意の把握にくるしむ箇所が多いのであるが、累積的租税の限界を考察する場所では、彼は、その累積的租税の對象を確定所得 (income, which is determinate) と産業利潤 (profits from industry) の二部門に分ち、前者をさらに、(一) 固定財産から發生する所得、例へば土地、家

屋、家畜、家具等から賃貸契約により獲得される所得、および(二)貨幣利子としてゐる。前者のうち地代以外のものは全額徴収すれば元本を侵し、後者すなはち産業からの利潤も極めて不確實な課税対象であると考へるのである。彼はいふ。

『營業の純利潤についていへば、見かけは所得のやうに見えるが、わたくしはこれをむしろ資本 Stock と見たい、資本は、原理上、課税すべからざるものである。所得とみなすべからずとするわたくしの理由は、われわれがこれを商人により蓄積され營業資本に加えられるものと想定してきたが故である。利潤は、幹をふとらせる年々の若枝に似る。それは、年々生み出され年々分離される種または果實とはすこぶる異なる。もし利潤が商人により費消されるならば、疑ひもなく所得であり、比例的租税を課せられるであらう』(Vol. IV, p. 231)と。

われわれはこゝに所得概念の未だ十分規定せられざることを見る。しかし税源の問題に關してもつと重要な疑點は『奢侈的消費資金』の概念である。ステュアートは、『奢侈的消費』の課税は、元本を犯さずと主張する。しかし、富者が土地その他の財産を擔保に入れ、『財産を溶融して』消費購買力を調達した場合は元本の減少が生じてゐないであらうか。はたしてステュアートのいふごとく、單に不勞の富者の側から富が流れて、勤勉なる商工業者の手に移動するにすぎないと見ることができらるであらうか。わたくしは、課税の第一原則たる『元本不課』<sup>\*<sub>2</sub></sup>は、ステュアート自らによつて無視されてゐると思ふ者であるが、しかしかゝる無視にこそ、かへつて、重商主義的租税論の本質的特徴が見出さるべきことを、次第に明らかにして行きたい。

\* 別の箇所では彼は次のやうにも定義してゐる。『若し貨幣が、納税者によつて用ゐられた場合より、より有利に beneficially

國家によつて用ゐられるとすれば、個人に課せられた負擔の結果として、公衆 the public は利益したとわたくしはいふのである。……この最後の觀點において、租税は、公益のために支出さるべき公共基金を獲得するために、私的財産 private fortune から〔行はれる〕貯蓄と見なされべきもの』(Vol. IV, p. 227.)

\* \* ステュアートの租税論では、體系的な原則論は展開されてゐない。スミス流にいへば、應能原則もあるし(但し、消費のための購買の際、能力が把握されると見るから、『收入に應じて』ではなく、『消費に應じて』といふ意味の應能原則になる。)明確の原則、便宜の原則、最小徵稅費の原則等の諸原則も説かれてはゐる。しかし行論のうちに散見されるだけである。もし強いていふならばステュアートの原則の第一は、元本不可侵、第二は、消費比例、第三は明確性であらうと思ふが、後述するやうに、消費税はいづれの原則をも満足する『公正・平等』なる最善の租税とされる。スミスの場合には、租税原則論は、中立的財政の立場から構想されてゐるから、租税を財政目的以外の目的に奉仕せしめる問題はほとんど取り上げられてゐない。これに反し、ステュアートでは、公正・平等なる負擔の配分といふ觀點よりは、流通を促進し、貿易を調節する經濟政策の一環として租税を積極的に利用することに重點が置かれてゐる。

#### 四 比例的租税の轉嫁過程とその窮極の負擔者

ステュアートの世界では、富者と貧者の對立は、怠惰と勤勉、地主と商工業者の對立を意味する。理想的な比例的課税は、怠惰にして富める地主のみの負擔となるといふのが彼の根本的な信條である。課税の結果、といふよりは消費購買が先行してこれに租税がかかる結果といふ方が正しいと思ふが、富者の富が減じて貧しくなり、従つて勤勉(すなはち産業的)になる、或ひは、ならざるをえない。これに對し、他方、これまでの勤勉な商工業者は富み且つ怠惰

となる。かゝる循環がたえず繰り返へされる (Cf. Vol. iv, p. 180)。

ステュアートは考へる。いまでも勤勉な商工業者の製品に課税すれば、一見彼らの勤勉を罰するとき觀を呈する。しかし製品は市場にもたらされ、勤勉の産物は賣られてパンの代金を得る。このパンも勤勉な貧者の『肉體的必要物』であるから、これを徴收することは不可能であるやうに見える。しかし労働を購入する側からみれば、貧者に與へられるパンは『奢侈的餘剩』である。課税は、働かずして金庫に労働購入資金を有する人々から、労働の利用に對して追加的に支拂はず手段にほかならぬ (Cf. Vol. iv, p. 182)。

この過程を理解するために、いましばらくステュアートの説明を追はう。商工業者 (the industrious) がその製品をすべて市場に持ち出す場合、彼は、原料・勞賃等の立替部分 (A) ——すでに消費し終つた部分——と、買手から獲得する利潤部分 (B) を實現しなければならない。賣却前に課税すれば、後述の『累積的租税』となるが、賣却の際に課税すれば、この租税は購買者の負擔になるのであつて、買手は貨幣を以て市場に現はれた際、(A)、(B) のほかに、租税 (C) を支拂はなければならない。

しかしこの買手もまた勤勉な商工業者であるかも知れない。この場合はどうなるか。この買手はさきの (A) (B) (C) を自己の (A) とし、これに自己の (B) を加へ、さらに租税 (C) を附加して賣却する。

要するに今日の言葉でいへば、比例的租税すなはち消費税は完全に轉嫁するといふ命題が定立せられてゐるわけである。もとより現實の問題としては、商工業者にも怠惰の面がある。労働者も隣人以上に休養をとり、或ひは隣人以上にしばしば居酒屋に駆け込むことがある。この部分はすべて怠惰に含まれ、したがつて轉嫁の可能性は否定せられ

る。間接消費税の納税義務者は、勤勉の範疇に入る限り、單に租税を立替へる (to advance) だけであつて、支拂ふ (to pay) のではない。いかなる商品でも、市場に出るものは、勤勉者が買ふかも知れぬが、同時に怠惰者が買ふかも知れぬから、一應は、『奢侈的餘剩』と見なされる。唯一の差は『怠惰者は租税を回収せず、勤勉者はこれを回収する』(Vol. iv, p. 189.) 點に求められる。

しかしながら比例的租税の回収は、とりもなほさず物價騰貴を結果する。消費税に對する反對論が、この點を衝くことは、ウォールポールの時代以來の常套である。これに對する辯駁の用意がなければならぬ。ステュアートは、どのやうな解答を用意するか。

まづ、労働の價格を騰貴させ、外國貿易を不利に導くといふ最も有力な反對論に對する彼の駁論を聞かう。

ステュアートは國內物價と輸出品物價を區別し、國內物價高は、消費者には不利であつても、勤勉者にとり何ら痛痒なしと主張する。けだし高物價は、消費需要の繼續に基づく。そして消費需要の繼續は比例的課税の成功をこそ意味すれ、決して失敗を意味するものではないからである (Vol. iv, p. 200)。また勞賃騰貴についても、課税の影響を否定する。賃銀は、労働需要および製品市價によつて決定され、生活資料の價格によるものでない。むしろ課税には『怠惰を阻止する (It may discourage idleness)』(Vol. iv, p. 201) 効果やへ期待できることを強調する。

重商主義的租税觀の特徴は、課税による勤勉振作論にもつともよく現はれるのであるが、ステュアートはいふ。

『外國貿易が租税から悪影響をうけると考へられてゐるが、しかし、いかなる生活資料に對する税制よりも、人間の遊惰と怠惰 (Stoic and idleness) 下層社會における境遇改善の野心の缺乏の方が産業の生産を低下させ、生産

費を騰貴させること大である』(Vol. iv, p. 201.)と。缺乏せる『野心』の振興が彼の最大の關心事である。

彼はこれに續いて、不作の年に製造業者の景氣がよく、彼らが非常に勤勉になり、居酒屋へもあまり行かぬことを指摘したのち、つぎのやうな反問を加へて租税の刺戟作用を強調してゐるのである。

『何ゆゑ自然の手によつて課せられた租税がこのやうな産業促進の拍車となり、同じ効果をもつ租税が人間の手でかけられたからと言つてこのやうに有害な結果をもちうるのであらうか』(Vol. iv, p. 201—202.)と。

輸出品價格の騰貴は、奨励金で抑えることが可能であるから、たとえ奢侈抑制の餘地のないときでも、何も『大きな膏藥』を貼つて物價全體の引下を圖る必要はないであらうといふのが、ステュアートの結論である。萬一賃銀率が騰貴して、生活資料價格以上になれば、『需給のバランスは劣勢な方を引上げて恢復させる』といふ原理に従つて、労働人口の増加を圖るか、能率の増大を考ふべきであつて、租税の引下を考慮する餘地はほとんどないといはなければならぬ(Cf. Vol. iv, p. 206.)。これがステュアートの第一の反駁である。

第二に、消費税反對論者は、中産階級の消費減退を理由にあげるが、これに對しても右に述べたとほゞ同様の推論から、高價格の原因を需要の過大に歸し、供給増加の方法を構はずべしとする(Cf. Vol. iv, p. 209.)。

第三は、徴收費の問題に關聯するが、比例的課税の徴收難は、國民の性格に依存するところ大であるとし、入市税方式、課税商品取扱業者の組合化、集中的な庫出税方式を提案してゐる(Cf. Vol. iv, pp. 210—217, and p. 302.)。

\* 彼はこの部分(A)を勤勉者が債權者の立場で要求するといふ。これに對し利潤部分(B)は所有者の立場で要求するといふのであるが、勤勉者の概念のうちに、純労働者と企業者の両者が含まれてゐるために、説明の曖昧になつてゐる箇所がすく

なくなら。 (Vol. iv, p. 184)

## 五 累積的租税とその改善策

以上の説明からもあきらかなごとく、ステュアートは比例的租税の推賞者である。『租税論』の章を閉ぢるに當つて、彼は、あらゆる種類の生活資料を商品化し、市場においてこれに消費税を課すことを提案してゐるが（後述五〇頁参照）、これは地租撤廢の可能性を説くためであつた。地租は累積的租税のうちでも、比較的弊害の少ないとされる税種であつたことを思ふと、一般に累積的租税に對するステュアートの非同情的態度がいかに強いか推して知ることができらうであらう。

ステュアートが累積的租税に反對する理由は少くないが、その最も決定的な理由は、累積的租税の賦課が必ずしも手離し alienation を前提としないこと、その結果『多くの場合、回収できないといふことが生ずる』 (Vol. iv, p. 221) とところに在る。たとえ國家が農民に讓歩して、穀物での支拂を認めるとしても、國家がこれを輸出しない限り、彼の手許に残つた穀物の價格は騰貴せず、租税相當額を回収することができない。勤勉者に課せられる累積的課税も、彼の勞働に對して全く利潤がない場合には、納税者の『肉體的必要物』を犯すおそれがある。但し現實の利潤に對して一定の比を保つ課税が行はれ、納税者もその金額をよく知り、源泉で課せられるといふ三つの條件が具はる場合には、比較的負擔は輕くてすむ (Cf. Vol. iv, p. 222)。ところが、この條件は容易に具はらない。累積税の性質上すべての人に生産に比例した租税を課することができない。したがつて生産物の價格を引上げようとしても、租税を納めぬ

隣人の競争に抗することが不可能となるからである。

一般に累積的租税においては、納税者は必ずしもその支拂の理由を諒解せず、單に或る金額を支拂ふ能力があることが役人に分つたから課税されたと想像し、徴税人に對し大きな不満をいだくのが常である。これまた比例的租税が識らぬ間に支拂はれるのと比較して累積的租税を不利なりとする理由になる。さらに、累積的租税は納税者に納税資金なきときでも賦課されるといふ重大な缺陷をもつ。比例的課税の場合における誤謬や不公正は、『消費の抑制によつて自ら明らかになるだけである』(Vol. IV, p. 224)が、累積税では、同時に個人の悲惨といふことによつて示される。このやうに比例的課税は、消費の自由をこの點に最大の長所をもつ。したがつてこの消費の自由を奪はれると、比例的課税は變質して累積的課税となる。このことは、他面からいへば、累積的租税も、ある程度まで比例的租税に近づく可能性をもつことを意味する。

ステュアートは累積的租税の實情を明らかにするため、英佛の主な租税を考察してゐるが、タイユ、十分一税、營業税(フランスの *industrie* と稱する租税)、地租等多かれ少なかれ、課税標準との比が明確を缺き、課税が恣意的に流れ、納税資金の調達に不便あることを説明する。特に利潤に對する課税には、強い反對の意を表明し『彼らの勤勉に課税すべからず、むしろ富の集積をゆるすべきである。何故なら、彼らはその利潤を勤勉(工業)の増進に使用するからである。その利潤に課税すれば、それだけこの有益な資金 fund が失はれやす』(Vol. IV, p. 195—6)と述べてゐる。

また利子に對する累積的租税の賦課についても強く反對し、利子課税は、貸手をして資本の回収または逃避をはか

らせる。もしこれの防止のために種々制限をすれば、國內に貸手を見出すことは不可能とならう。ステュアートはいふ、『一般に、貨幣のごとき變動なき財産の所得に課税せんとするすべての試みは、貨幣に對する需要ある場所において、不成功に終ることを斷言してもさしつかへあるまいと信ずる』(Vol. iv, p. 249.)<sup>1)</sup>

累積的租税の大宗たる地租については、さきにも一言したごとく、彼はかなり讓歩的であつた。『あらゆる種類の累積的租税のうち、適當に土地に對して課せられるところのものは最善であるやうに思はれる』(Vol. iv, p. 277.)のであるが、問題は『適當に』が何を意味するかである。イギリスの地租については、各地區(district)毎の割當が法令通りに行はれず、地區内の配賦が査定官の判斷にまかせられ、土地投資や動産までが課税對象に含められるといふ根本的缺陷があるが、全國の土地を一律に再評價することの困難を指摘して、現状の維持に満足する態度をとつてゐる。彼はむしろ地租總額の輕減に重點を置くのである。これに反しフランスのタイユ(taille)については、その弊害をすどく指摘し、貴族<sup>\*\*\*</sup>(nobles)の免稅特權、州知事の獨斷的配賦、不納分の再配賦等、タイユ徵收にからまる不正を説明する。

しかしわれわれの注意を惹くのは、フランス税制の改革のために提出されたヴォーバン元帥の『王國十分一税論』に對するステュアートの批判である。ヴォーバン元帥の試案の内容は周知の通り、タイユその他これに加はるカピタシオンやアンドゥストリーを廢止し、これに代るに、王國十分一税を以てしようとするものであつた。しかし土地生産物の $\frac{1}{20}$ ないし $\frac{1}{10}$ を現物で徵收しようとする案は、ステュアートによれば、最も不平等な課税となる。その理由は、收穫と收穫に要する費用との關係を無視して、收穫の $\frac{1}{20}$ ないし $\frac{1}{10}$ を徵收するとすれば、地主對小作人の間の

地代の計算を不可能にするのみならず、増収を圖れば圖るだけ税額を増すこととなつて、永代小作人を壓迫する。現物徴収の不合理もまたステュアートの容認し能はざるところである。『土地財産の所得に對する租税のうち、十分一税は最悪のものである。これは疑いもなく〔企業的〕農業と租税の知られざりし以前人類の間に設けられてきたものである』(Vol. iv, p. 285)。

累積的課税のうち『最善』の地租すら以上のごとき缺陷を有するとすれば、これらを比例的租税に變へる方法が考究せられなければならない。イギリスの地租が比較的軽く感ぜられるのは、大農經營が多く、自給的農家に課税されないからである。企業としての農業を營む者は、地代と共に租税を拂ふことができるのである。この點を一步ずつめて考へれば、農産物の完全な商品化を通じて、地租の比例的租税化の道が示されるのではないか。

ステュアートはいふ。

『地租を比例的にするためには、土地の所有者は、地表の生産物の賣却において、負擔を回収することが可能にされねばならない。これは事實上不可能である。地租を拂はぬ農業者が安く賣るからである。回収すべき租税を拂つてゐないからである。』

それゆゑ直接に租税が回収されないとすれば、間接に回収する方法を發見するためにわれわれの諸原理を適用してみよう。

土地以外の何ものもこの租税がかゝらぬものとしよう。

土地のすべての部分を評價して、これを一總臺帳に記録させよう。

パン、屠殺肉、その他あらゆる種類の生活資料を、あらゆる市場で、消費税の対象としよう。その率は地租でかけようと思ふ税額をとれるだけの率である。市場以外ではかけない。またこの租税額を、地主の地租支拂ひの基礎となつた評價に比例して、彼らの手で回収せよう。

これが合理的な課税であることは本書の全プランから明らかである。われわれはすでに第一篇で人民の大集團が如何に勞働者と自由な手に分れるか、自由な手が都市の住民であり、市場に行つて生活資料を求め、地代相當分を消費するかを見た。その結果、いかなる形でも回収できぬ累積税を現在支拂ふ地主は、彼らの地代を生み、農業に従事せぬ住民によつて消費される大量の物品に課される、この比例的課税額をうる権利がある。』(Vol. iv, p. 318.)

『租税に關して著述し來れるすべての人は、租税の対象をできるだけ縮小しようとつとめてきた。わたくしの想像では、人民よりも政府の荷を軽くするといふ見地からである。わたくしは別の道を辿つてきた。わたくしは、租税の対象をできるだけ増加させ、財産や所得よりも支出に比例させることに賛成してきた。然しわたくしは、或る程度まで、同じ論題を検討してきた人々の考へに一致することになるかも知れない、わたくしは、すべての他の租税に代りうる、また、課税できるとすれば、曾つて考へられた最良のものたりうる、一つの租税を提案したい。それは、あらゆる商品の賣却に對する何パーセント税である。』(Vol. iv, p. 319.)

\* 手離 alienation とは正確には、人間の間に交換される消費部分である。ついでながら賣却 sale とは貨幣等價物と交換される手離の部分に限るのである。 Cf. Vol. iv, p. 233.

\*\* フランスにおける鹽稅 Gabelle の課税にあつて徵税人は各家庭の消費量を推定し、推定額に足らぬ場合は密輸入の鹽

## 一橋論叢 第三十一卷 第四號

を消費したものとみなし、人頭税的色彩のつよい租税となつた。

\*\*\* こゝにいふ貴族とは、門地門閥による貴族ではなく、單に、金錢を以て免税の特權を購入したひとびとを指す。

\*\*\* 自由な手 (free hands) とは農業労働から解放された人々を指す。

## 六 經費の削減と租税の減廢の影響——租税の限界

ステュアートにあつては、經費について特別に論ずるところがない。換言すれば經費の分類やその多寡に關しては何らの意見も聞けないのであるが、しかし、國家經費の經濟的效果は、全著作を通じて強調せられてゐるところであつて、フランス宮廷のあの浪費すら、經濟的には、生産促進作用のゆゑに是認せられた。經費の效果は公債を財源とするとき一層つよめられる。貨幣流通の促進を來す公債發行がステュアートによつて大に推賞されたことは、すでに上掲の小論で明らかにした。

しかしながら經費が租税を以て賄はれるときはどうであらうか。租税は納税者にとつては負擔である。一方における經費の流通促進效果は、課税による流通制限效果によつて相殺されるとみるのが今日の常識的見地である。ステュアートも或る場所でのこのやうな見解をのべてゐる。例へば、さきにも述べたやうに、租税の效果は、經費支辨の效果と睨み合はせて考察しなければ、單に負擔感だけが残りといつてゐるのは (Cf. vol. IV, p. 227) このことを示すものといへるであらう。

しかし租税なき社會が、現物經濟の時代に屬し、そこでは商業と工業はいまだ發達せず、貢納と身分的束縛が支配

することは、ステュアートの強調するところであつた。それのみではない。租税が壓迫的な性格をもつのは、決して租税そのものの性質から来るのではなく、濫用から来る、といふのがステュアートの根本的な態度であつたやうに見えるのである。彼はその論點を明らかにするため租税が廢止された場合の効果を比較的詳細に取扱つてゐる。

ステュアートは社會の三階級の利害を分析することによつて、この問題に答へようとする。いま全國民をわけて、(一)國家の役人、公債權者、國家の使用人、(二)租税を前拂する者、すなはち消費税のかゝる商品の製造に關係する勤勉者の諸階級、(三)租税の支拂者、すなはち、富める怠惰者もしくは租税を回收し得ざる人々、の三群に分類するならば、經費の削減と減税とは、第一群のひとびとの職を奪ひ、第二群のひとびとは、第一群からの需要の減退に苦しむと同時に、減税額だけ商品價格を下げないですれば利益を得、第三群は常に利益をうる。他方において、從來の租税がどこから徴收されてゐたかといふことも考慮しなければならぬ。もしその貨幣を自らを養ふため、または産業の繼續のために利用したであらう人々から吸收してゐたとすれば、かゝる租税の廢止は、餓死者にパンを與へることとなる。或る租税が、國産品需要者の手からとられて、外國品需要者の手に渡してゐたとすれば、この租税の廢止は、自國民にパンを與へる (Cf. Vol. IV, p. 252—256)。

租税自體が一國の産業に與へる壓迫が、ステュアートにおいて眞剣な問題とならぬことは、以上の紹介からも判斷される。全體として租税の廢止によつて利益をうけるのは、富裕な怠惰者である。けだし彼らが窮極の擔稅者であつたからである。租税の廢止の結果、職を失ふ人々に關する長い同情的記述は、彼らの購買力の效果に對するケインズ<sup>\* \*</sup>的口吻と相まつて、租税廢止<sup>\*</sup> 經費削減、の不利をわれわれにつよく印象づける。

それのみではない。さきに減・廢税の唯一の恩惠享受者と規定した第三群のひとびと、すなはち富める怠惰者『地主層』も、決して減・廢税の利益のみをうけるのではない。『土地の所有者は、あらゆる點で、怠惰な消費者の階層に含まれるといふものではない。』『彼らは財産の所有者であるが、その財産は、工業の國では、日毎にその價值を増加しつゝある。彼らの富は、しばしば勤勉者のどの一つの階級の富より急速に増加する。』『地主の地代各一ペニーの増加は、商人の獲得する半クラウン〔五シリング〕にひとしい。』ステュアートは産業の發達とともに土地改良がすゝめられ、地主の富が急激に増加することを指摘したのち、租税の減廢は、土地改良を中斷させ、地主に對して、減・廢税の利益にまさる損失を與へることを告げるのである。

租税の廢止が『何か未知のよい效果』を生むかも知れぬといふことをステュアートはあへて否定するわけではないが、少くとも彼の知り且つ推定する限りにおいて、租税は、第一に爲政者に収入をもたらし、<sup>\*\*\*</sup>第二に、支途の如何にかかはらず、『流通と手離と勤勉 (circulation, alienation and industry)』を増し、第三に、勤勉な貧者にはかゝらず、かへつて富者の需要の増加を通じて勤勉者に利益を與へると考へるのである。

しからは租税はどの程度まで増加できるのであらうか。また増加すべきであるかと考へてゐるのであらうか。

すでにのべたやうに、累積的租税は、比較的限界がせまい。比例的租税が完全に施行される場合には、適用の場所もない。もとより財産と富の所有者が各畜で、勤勉者の作り出す製品の需要を減らす場合には、これを累積的租税によつて國家が徴收し、閉じ込められた貨幣を解放することができる。したがつて、閉じ込められた貨幣量の限度まで、また、勤勉の習慣が下層に行きわたつてゐる需要に應ずるだけの製品がつくられる限度まで、累積的租税は擴張

できるはずである。しかし累積的租税には、上述のごとき固有の缺陷があつて、勤勉者の『肉體的必要物』にくひこむ公算が多く、また資本利潤をおかすことによつて、資本の形成を防げる。これに反して比例的租税は、完全に『奢侈的餘剰』の全部を徴収することができるかと考へられてゐる。そこで租税の限界の問題は、けつきよく『奢侈的餘剰』の如何に歸着するわけであるが、『奢侈的餘剰』に對する考へ方の如何は、一般に經濟理論の根本にふれる問題である。

ステュアートによれば、怠惰者が貨幣を有つて市場に現はれるならば、勤勉者の側に、これに應ずるだけの供給が行はれ、一方の貨幣が他方に移ることによつて、富者の富裕は減じ、貧者の貧乏は緩和される。たびたびいふやうにこの過程がつけば、從來の富者は貧者に、貧者は富者に變ずる。<sup>\*\*\*</sup>この場合、需要者が外國人であれば、國の富は全體として増加する。比例的租税は富者の消費資金をその分だけ増加させ、富の移動の速度をはやめるにすぎない。この結果富者が貧者（勤勉者）に、貧者が富者（怠惰者）に變れば、同じ過程が逆の方向にむかつて行はれ、永久に循環して止まない。もとより現實の問題としては、富者の急激な貧乏化に際しては政治的危機が発生するから、理論通りには行かぬことをステュアートも認める。しかし少くとも理論的には、右の過程がくりかへされるだけであつて、比例的租税は、需要のある限り無限に増大することが可能である。比例的租税が比例的だといふのは、『奢侈的餘剰』に對してである。『奢侈的餘剰』が十分でないときには、需要の減退が生ずる。ある意味でこれは明確な課税限界を示すわけであるが、これまたステュアートによれば、比例的課税が『悪く』、すなはち非『比例的に』かけられた證左ではあつても、眞の限界ではない。逆に需要の増加にともなひ物價の騰貴を來した場合はどうであるか。人手の不足

は遊民の職業教育、人口の増加策により、生活必需品の不足は土地改良その他の方策によつて切り抜け得るといふのがステュアートの解答である。

もちろんこゝに外國貿易の問題が、きはめて重要なファクターとして入り込む。國內需要の増大が輸出品價格を騰貴せしめる場合の方策については前述した(四六頁参照)。もとより繁榮的な貿易の結果、奢侈的風習が一般化すれば、輸出は杜絶する。そしてかゝる事態の到來は自然の推移であつて、『人間の性質から見て、如何なる繁榮も永久的ではないのであるから、改善の策は、抵抗し得ざる力に服従し、巧妙な手段と行政によつて國民を導きふたたび以前の高い繁榮にもたらしことである』(Vol. II, p. 26)が、この場合、租税は爲政者の最も有力な武器となる。それは外國貿易の杜絶からくる需要の減退を公金によつて埋めることができるばかりでなく、外國貿易を杜絶せしめた國內の奢侈そのものが爲政者に豊富な資金を供給し、貿易再開を可能ならしめる。

ステュアートの見解を誇張していへば、需要の減退と、したがつて稅收の減少とをきたさざるとき比例的租税には限界がないと言つてよい。極端まで課すれば全通貨は國庫に集められ、國庫を通じて分配せられる。恰かも心臓を經て血液が分配されるのと同様に。だがこの場合、あくまでも必要なのは、勤勉者が生産を續行することである。『勤勉者のよく備はれた時間に對して支拂はれた價格』(Vol. II, p. 26)が、租税の窮極の源泉であり、限界である。

\* 租税の發生に關するステュアートの見解から直ちに歸結することく、もし全面的な破産と租税の全廢が生ずるならば、債務と租税のなかつた舊時代への逆轉が現出するであらう。この場合貨幣は決して平等には分配されず、納税額だけ各人の所得が増えることもないであらう。納税のために貨幣をつくり出す必要も減ずる。『今日のイギリスの貿易を活氣づけるものは、こ

の偉大な租税からの貨幣の流れである』(Vol. iv, p. 141)が、この動力が失はれ、商工業は衰退して行くであらう。もとより経費支出の停止にもとづく、國防・治安の缺陷はますますいふまでもない。

\* \* \* ステュアートが漸進主義者であつたことはすでに述べたことがある。急激な改革はかへつて不測の災害を生ずる例として、彼は宗教改革をあげ、僧職を失つた人々の困窮と、これらの人々に備はれ、または販賣してゐた人々の悲惨、その家族・姻戚・製造業者の苦惱をのべ、ついで、経費削減によつて困窮に陥る者もまた國の子ではないか、『一言にして』へば、彼らの受取る貨幣もまた流通して、國家の他の成員の貨幣と同様に、いはば大きな河川に戻るのではないか』(Vol. iv, p. 257)と反問する。ここでは、明らかに、経費の直接的効果のみならず、間接の効果すなはちケインズ的に言へば、経費の乗數効果が強調せられてゐるのである。

\* \* \* これは経費の直接効果ともいふべきものである。租税収入によつて爲政者は、あらゆる弊害の除去、貧窮住民の救済、國の名譽・國の守りとなる青年の育成、貿易の奨励、土地改良の促進、植民地の建設、漁業の擴張、その他あらゆる殖産興業をはかることができる (Cf. Vol. iv, p. 267)。

\* \* \* \* 公債利子支拂の場合にも同巧異曲の説明が行はれる。『ステュアートとその財政論(一)』参照。

\* \* \* \* \* ステュアートにおいては、輸出の杜絶はすなはち貿易の杜絶である。けだし輸入超過は、富の喪失として、爲政者の嚴重に防遏すべきものとされてゐるからである。しかしこれも永久的に防遏はできない。

## 七　むすび

ステュアートの財政論は、近代資本主義創設期の動態的な經濟政策論の一環として展開され、経費・公債・租税のもつ流通促進作用、近代的生産力の作出作用に重點がおかれてゐる。『爲政者』の干渉なくしては、簡素な傳統的な

活から離れようとはせぬ『貧民』、一年のうち『百六十日』の休み日もち、『自己の境遇の改善に野心をもたぬ』人々を、貨幣の飽くなき追求者、能率高く定時に労働する近代的労働者たらしめること、こゝに爲政者の最大の課題を認めたとしても、われわれは重商主義者を非難することはできない。

もとより租税論について見れば、比例的租税が完全に轉嫁するといふ保障はどこにもない。奢侈的餘剰と肉體的必要の差を販賣價格に關する隣人の競争の有無によつて判定することも眞實には遠い。地代の發生に關する理論も明確ではないから、累積税の不轉嫁も十分には説明されてゐない。利潤は富者の富の移轉部分としてしか觀念されてゐない。かゝる缺陷にもかかはらず、自給自足的農民の壓倒的人口を擁する初期資本主義段階においては、ステュアートの理論の歴史的妥當性は、これを十分に認めるべきであると思ふ。

しかしながら、『自己の利益の最善の判断者は自己』(スミス)であるやうな合理的な人間が社會の多數をしめ、自給自足的農民のすべてが農業企業家と地主と労働者に分解するならば、手離 alienation から利潤を説明することは理論的に不可能とならう。等價交換の社會では、富の移轉に致富の原因を求めることができなくなる。スミスの重商主義批判と、租税有害論は、産業資本の立場を代表する。

最近のケインズ理論が、ふたたびステュアートの親近性をもつのは、有效需要の不足といふ共通の事實に胚胎するが、現象面における共通の事實『有效需要の不足』の背後には、まったく異なる歴史的地盤があることを、ひとびとはしばしば見失ひがちである。この問題については、いづれ稿を改めて考察したい。(完)